

商店街振興組合定款例について

平成19年3月
全国商店街振興組合連合会

1. 本定款例の作成の趣旨

本定款例は、商店街振興組合から模範定款例の作成要望が多数寄せられたことに鑑み、中小企業庁が作成していた旧商店街振興組合定款例（昭和37年9月制定、平成5年3月最終改正）を基にして、今般の商店街振興組合法等の改正を踏まえ作成したものである。

本定款例の作成は、各商店街振興組合等が行う定款変更作業が順調に行われるよう支援することを目的にしたものである。各商店街振興組合が、商店街振興組合法令の範囲内においてそれぞれの実状に応じて独自の定款を作成することは可能である。

なお、中小企業庁商業課から、本定款例の作成過程において、商店街振興組合法の所管部局として適宜助言を受けている。

2. 各商店街振興組合等における改正スケジュール（事業年度が4月～3月の場合）

（1）平成19年度通常総会において定款変更を決議すべき事項

- ① 第28条（監事の職務を会計に関するものに限定する場合）
- ② 第36条第1項（総会の招集の通知に併せて決算関係書類等を提供）
- ③ 第41条第2項（総会議事録の記載内容）
- ④ 第44条第5項及び第6項（利害関係理事の議決権等）
- ⑤ 第45条第2項（理事会議事録の記載内容）
- ⑥ 第48条第1項から第9項（決算関係書類の保存年数、決算関係書類等の監事の監査、理事会の承認、総会招集通知への添付、事業報告書の総会での説明、主たる事務所等での備置き及び閲覧）
- ⑦ 第49条（会計帳簿等の閲覧請求の要件の引き下げ）

（2）平成20年度通常総会において定款変更を決議すべき事項

- ① 第24条第4項（大規模組合における員外監事の選任）
- ② 第26条第1項（理事の任期の短縮及び監事の任期の延長）
- ③ 第28条（監事に業務監査権限を付与する場合）

- ④ 第42条第3項（監事に業務監査権限を付与する組合の監事に対する理事会の招集通知）

（注）事業年度が4月～3月の組合の場合、平成19年度の通常総会時点では、上記①～④の根拠となる改正商店街振興組合法の各条文の適用がなされていないことから、第26条第1項の理事の任期の短縮を除いて、平成19年度の通常総会において決議することはできない。

（3）平成19年度の通常総会以降、各商店街振興組合等が選択的に採用を決議すべき事項

- ① 第5条（組合の公告方法に電子公告を追加）
- ② 第6条第3項（総会の議決を要しない規約の改正）
- ③ 第11条第5項及び第6項（電磁的方法による議決権の行使を追加）
- ④ 第31条（監事に業務監査権限を付与する組合の理事会決議による役員の責任免除）
- ⑤ 第32条（員外理事及び員外監事との責任限定契約）
- ⑥ 第36条第5項及び第6項（電磁的方法による総会招集通知）
- ⑦ 第37条第2項（電磁的方法による臨時総会の招集の請求）
- ⑧ 第41条第1項（電磁的方法による総会議事録の作成）
- ⑨ 第42条第4項（電磁的方法による理事会招集通知）
- ⑩ 第45条第1項（電磁的方法による理事会議事録の作成）